

住宅改修をお考えの方に

～市民の皆様へ～



都城市 健康部 介護保険課

都城市姫城町 6-21 Tel 23-2114

介護保険の住宅改修は、日常生活動作を容易にするためという目的
でなければ出来ません。

また、介護保険で住宅改修をする前に、

家具などを移動することで解決できないか

部屋を移動するなどの生活環境改善で解決できないか

という自己努力を行い、その上で

どのような動作、行為に困っているのか

身体的な理由で困っているのか

住宅の構造上の問題で困っているのか

被保険者（利用者）のための改修なのか

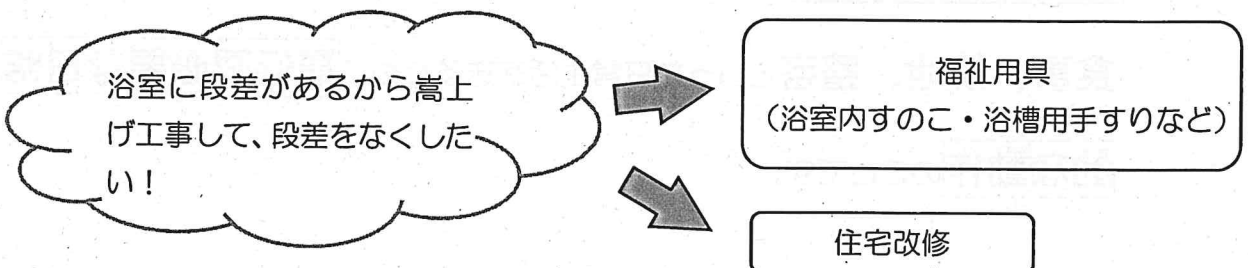
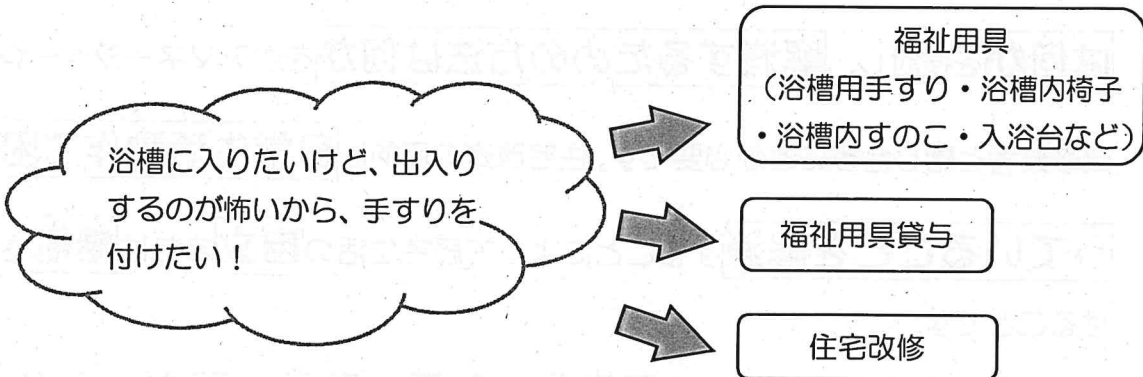
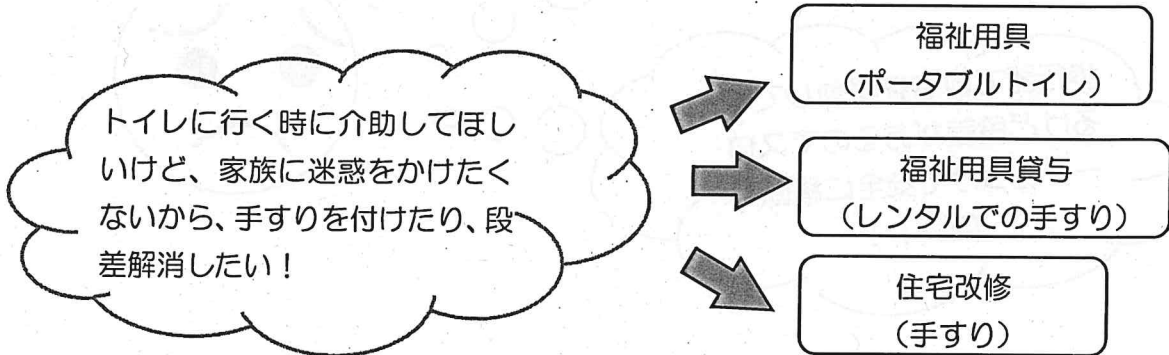
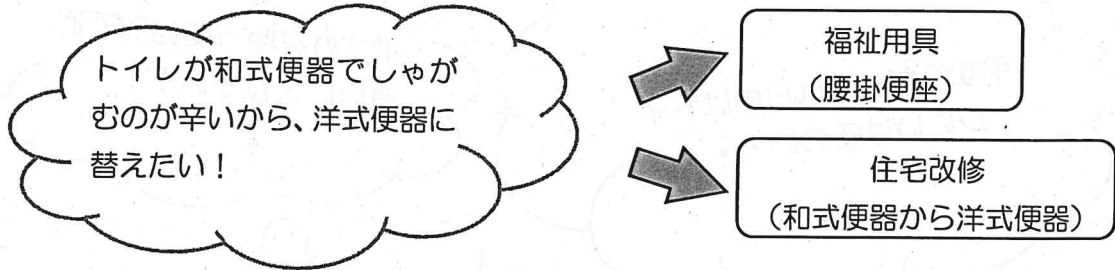
できるだけ少ない費用で効率の良い改修方法はなにか

を考えなくてははいけません。

日常生活動作を容易にする方法

身体状況、介護状況、住宅状況により介護保険を使って住宅改修以外にも福祉用具購入や福祉用具貸与で解決できる場合があります。

たとえば・・・



福祉用具購入、貸与、住宅改修を選択する中で

住宅改修が適切

と思われる身体状況、介護状況、住宅状況がある場合に住宅改修を行います。



居宅生活の自立を目指すために**住宅内の移動等で困っていること**

は何かを検討し、**解消するための方法は何か**をケアマネージャーや

改修業者と話し合うことが必要です。住宅改修の目的は**日常生活動作で困**

っていることを解消することによって居宅生活の**自立**または**継続**させることです。

「日常生活動作」とは起居動作、移乗、移動、更衣、入浴、

食事、排泄、整容といった日常生活を送るために**最低限必要な日常**

的な動作のことです。

介護保険住宅改修とは・・・

要介護・要支援の認定を受けている方を対象として、手すりの取付けや段差の解消など居住する住宅の生活環境を整えるために必要な住宅改修が行えます。

対象となる工事

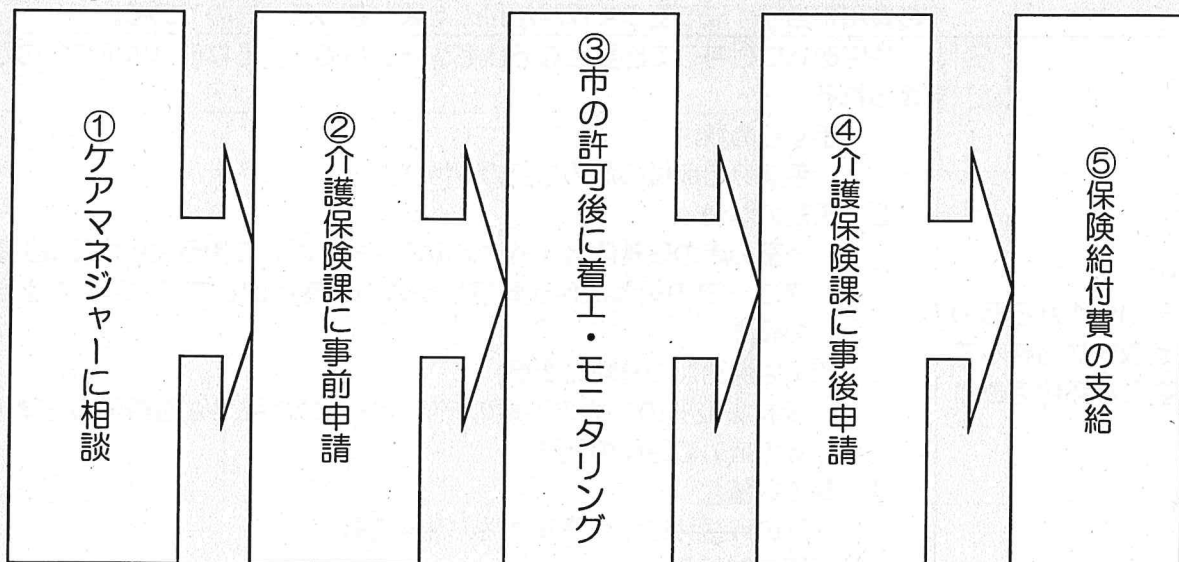
- ① 手すりの取付け
- ② 段差や傾斜の解消
- ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ④ 引き戸等への扉の取替、扉の撤去
- ⑤ 和式から洋式への便器の取替
- ⑥ その他①～⑤の各工事に付帯して必要となる工事

※ 利用限度額は 20 万円までで、対象者の負担割合（1～3割）に応じた金額が利用者負担です。

※ 1 回の改修で 20 万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※ 要介護状態が著しく重くなった場合や転居して住所が変わった場合は再度利用することもできます。

手続きの流れ



事前に市の審査が必要です。必ず担当のケアマネジャーと施工業者、家族とで話し合い、工事の計画を立ててください。

住宅改修の種類

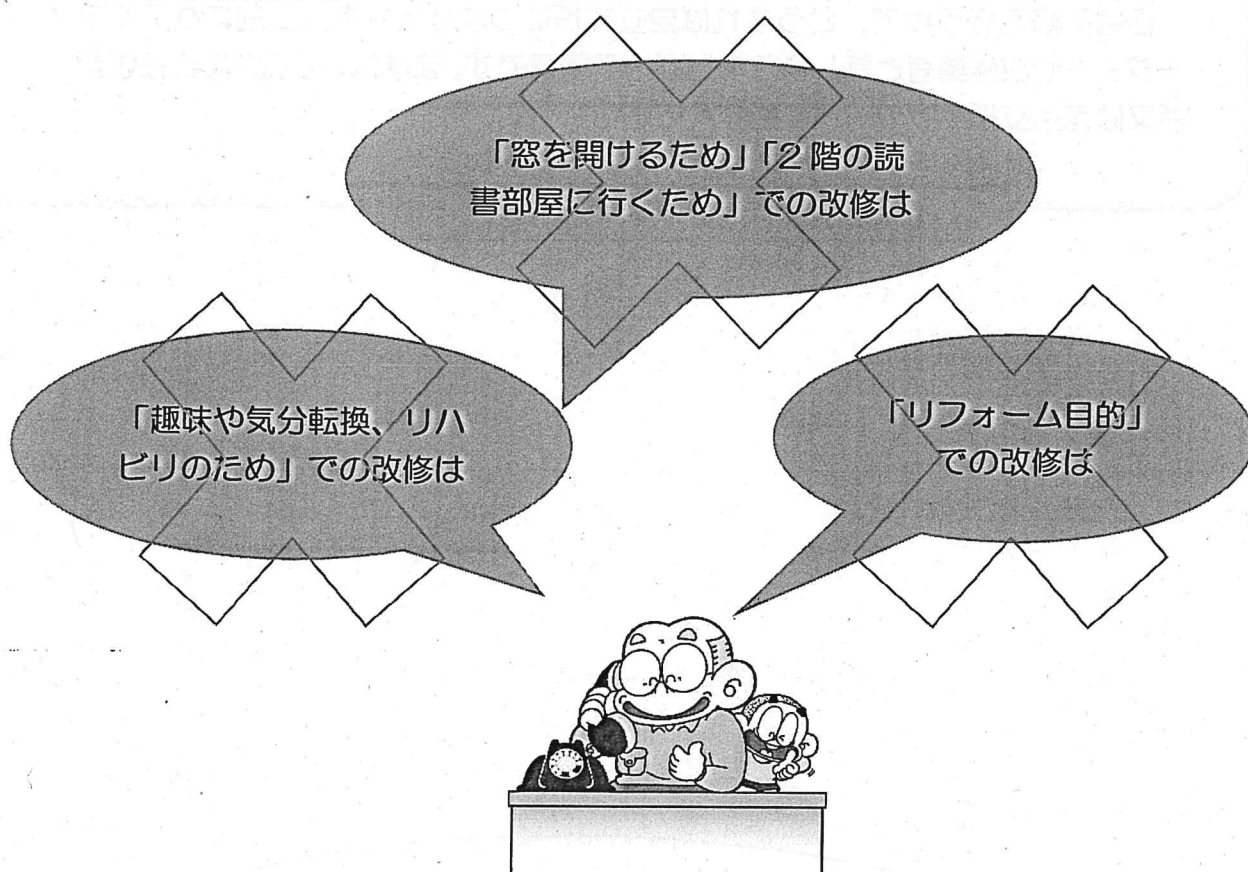
厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

1 手すりの取付	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。
2 段差の解消	居宅、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるもの。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるもの。
4 引き戸等への扉の取替	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならない。 ※引き戸等の新設：既存扉の変更のみでは、居室への移動が困難である等、福祉用具の導入に際し支障が生じる際に引き戸等の新設が想定される。
5 洋式便器等への便器の取替	和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。
6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。 1 手すりの取付 手すりの取付のための壁の下地補強 2 段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 3 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 4 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 5 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険で行う住宅改修は比較的小規模な工事が対象です。

新築や新たに居室を設けるなどの増築、単なる老朽化に伴う住宅改修は認められません。業者に工事を依頼する前に同じ改修内容で見積りをもらい、適正な価格で工事を行ってくれる業者を選定してください。そのためにはまず、ケアマネージャーに相談することが重要です。

複数の要介護者等が同一住宅に居住し、複数の要介護者等について住宅改修を行う場合は、各要介護者等に有意な範囲を特定し、申請の対象となる住宅改修の範囲が重複しないようにしてください。



介護保険は、被保険者皆様からの大切な保険料で運営していますので、適正な理由と方法で住宅改修を行っていただきますようお願いいたします。

住宅改修を行う中で、どうすれば自立支援につながるかを施工前にケアマネージャーや改修業者と話し合うことが一番重要です。まずは、居宅介護支援事業所又は包括支援センターへご相談ください。

被保険者（利用者）の皆様一人ひとりの自立支援のための住宅改修に資することができれば幸いです。

